

令和9年度公益信託森安広島育英基金奨学生募集要項

1. 趣旨

この制度は、公益信託森安広島育英基金（以下「本基金」という。）の信託財産から生ずる収益をもとに、広島市に在住する養護施設出身者その他経済的理由により大学進学が困難な者に対して奨学金を給付し、社会に貢献する人材の育成に資することを目的とする。

2. 出願資格

（養護施設出身者）

・広島市に在住する養護施設入所者（現在入所している者、又は過去において入所していた者）で、高等学校の最終学年又は高等専門学校に在学し、大学に進学しようとする者。

（一般）

次の各号のいずれにも該当する者

（1）広島市に在住する者

（2）現在、高等学校の最終学年に在学し、令和9年3月卒業見込みで、引き続き令和9年4月に大学（短期大学を除く）に進学しようとする者

※大学進学に関し給付型奨学金の給付を受けることが決定している者又は受ける予定のある者は、原則として対象外とする。なお、貸与型奨学金については、この限りでない。

3. 採用予定人数および給付内容等

（1）採用予定人数 若干名

（2）給付内容（年額）

（円）

		養護施設の 出身者	一般	
			自宅通学者	自宅外通学者
合計（限度額）		500,000	300,000	330,000
内 訳	受験料	21,000		
	入学金	150,000		
	入学準備金	10,000		
	授業料	252,000	252,000	252,000
	図書購入費	67,000	48,000	78,000

注）・給付金は返済を要しない。

・養護施設出身者の図書購入費等は、第2学年以降は78,000円とする。

（3）給付の時期および期間

時期：受験料、入学金、入学準備金、授業料、図書購入費等は、当該年度の
確認資料等の書類が整い次第、本人へ給付する。

期間：令和9年4月から正規の最短就学年数を限度とする。

留年等の場合は、以後原則として奨学金は打ち切りとする。

なお、法令の改正、本基金の運営状況その他やむを得ない事情により、給付内容、給付時期、給付方法又は給付期間を見直す場合がある。また、運営上必要がある場合には、正規の最短就学年数の範囲内で予定する給付額について、所定の確認手続を経たうえで、給付時期を繰り上げることがある。

4. 採否の決定、通知等

- (1) 奨学生の決定は、森安広島育英基金運営委員会が審議・選考の上行う。
- (2) 採用内定又は不採用の決定は、令和9年3月下旬頃に在学する高等学校長を通じて本人へ通知する。
- (3) 最終決定は大学進学確定後、在学する高等学校長を通じて本人へ通知する。
- (4) 採用内定の効力は、次のいずれかに該当するときは、採用内定の効力を失う。
 - (ア) 大学へ進学しないとき。
 - (イ) 原則として願書に記載した志望校と異なる大学へ進学するとき。

5. 出願に必要な書類

- (1) 森安広島育英基金奨学生願書
- (2) 成績証明書（2学期末までのもの）
- (3) 作文（題：将来の希望、400字詰原稿用紙5枚程度）
- (4) 家族の所得を証する書類（前年度分）
給与所得者：源泉徴収票または市県民税課税証明書等
給与所得以外の者：確定申告書（写）
※同居する家族全員分（年金収入を含む。）を提出すること
- (5) 推薦書
（養護施設出身者については、施設長および在学する高等学校長の記名押印を要する。
その他の者については、在学する高等学校長の記名押印を要する。）
- (6) 反社会的勢力でないことの表明・確約書（親権者および申請者本人が記入すること）

6. 収入基準の目安

本基金は、経済的理由により大学進学が困難な者を対象とする。家計基準は、広島市の生活保護基準を参考に算定した世帯需要額に対し、世帯所得金額がおおむね2倍以内であることを目安とする。ただし、家族構成、就学者の有無、医療費負担その他の事情を踏まえ、総合的に判断する場合がある。

7. 出願期限

令和8年12月30日（水）必着

8. 出願書類の提出先（必ず在学する高等学校長を経由のこと）

〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3 みずほ丸の内タワー
みずほ信託銀行株式会社 ウェルスマネジメント推進部
信託ビジネス開発チーム 公益信託森安広島育英基金事務局